

(3)事業の実績

□「敬老乗車券」交付実績

平成28年度(平成28年7月～29年3月末)

申請者 3,572人 対象者(70歳以上14,481人)の24.7%

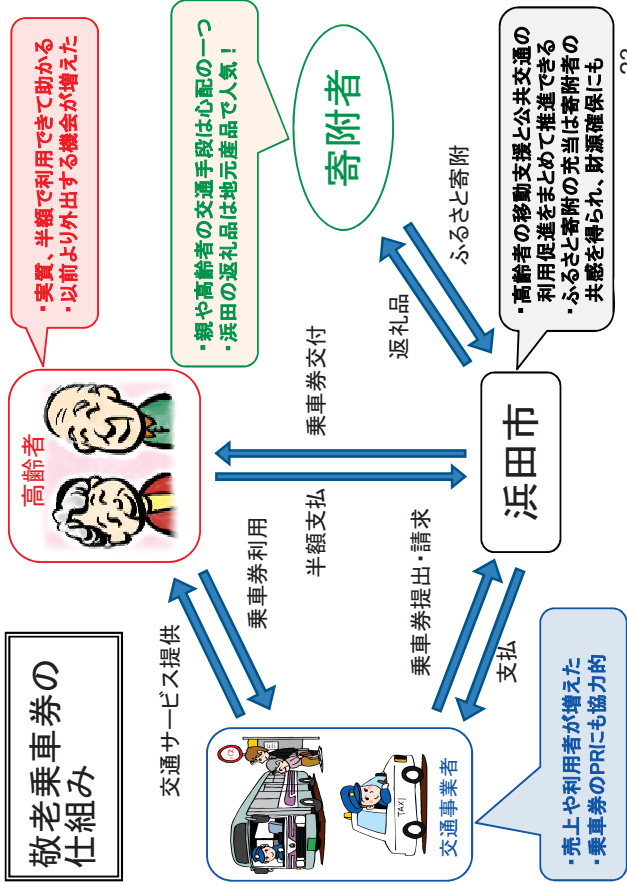
平成29年4月～7月末まで

申請者 2,274人

□事業費(市負担分)

平成28年度(9か月実績) 25百万円 } ふるさと寄附(納税)

平成29年度(予算) 33百万円 } 活用



(4)「運転免許返納支援事業」の開始

項目	実施内容
1 対象者	敬老乗車券の対象者（70歳以上）で、平成28年7月1日以降に運転免許をすべて自主返納された方
2 支援内容	敬老乗車券5冊（15,000円分）を無料で進呈 ※返納後、1回限り
3 事業開始	平成29年1月4日

□交付実績(平成29年1月～7月末までの7か月間)

自主返納者 225人に交付

cf. 毎年の免許返納者150～200人

⇒財源(年間約500万円)は、ふるさと寄附(納税)

ご清聴、
ありがとうございました

【島根県・浜田市】介護人材確保のためのシングルペアレントの受入れ(モデル)事業

概要

人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるシングルペアレントの受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成する。

対象者※次の全ての要件を満たす者

- ・浜田市外在住のシングルペアレントで、高校生以下の子と浜田市に移住する者（65歳未満）
- ・浜田市が指定する介護保険サービス事業所で就労が可能なる者
- ・介護職場での就労が未経験（資格の有無は問わない）であり、研修終了後も定住し続ける意思のある者

研修期間

3か月以上1年以内

支援内容

1 年目		2 年目以降
○給与	○月額15万円以上の給与 事業所の給与規定等に準じて支給。	○事業所からの給与支給 ※原則1年目の給与水準が保障され、昇給等により増額。
○養育支援	○1世帯につき月額3万円（1年）	○ひとり親家庭や子ども等に対する支援を活用
○家賃補助	○1世帯につき家賃月額1/2（上限2万円まで） 民間アパート等に入居する場合、1年間支援。	○住宅等は引き続き入居可能
○自動車の提供	○本体価格0円で中古自動車を提供 ※保険料等の諸費用については自己負担	○継続して所有可能
○一時金（支度金）	事業所から引越し等の支度金として30万円が支給。	――
○一時金（奨励金）	事業所から1年間の研修終了時に100万円が支給。	――
○資格取得支援	○事業所の負担により、介護サービスを実施するための「介護職員初任者研修」を受講。	―― 資料：島根県浜田市ホームページを元に 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成

浜田市・ひとり親家庭の介護人材育成事業 難しい移住者定着 厚遇も世帯半減や定員割れ / 島根

会員限定有料記事 毎日新聞 2018年7月14日 地方版

介護・福祉

行政

島根県

ライフ

ライフスタイル

ひとり親家庭を対象にした移住促進策として、浜田



市が全国に先駆けて2015年度から始めた「シングルペアレント介護人材育成事業」。介護施設での勤務を条件にした最大約400万円の支援は大きな反響を呼んだが、移住した13世帯は現在、7世帯と半減した。曲がり角に立つ事業の今を調べた。【竹内之浩】

食事介助を行う介護職員。島根県浜田市でも深刻な人手不足が続いている（写真の人物と本文は関係ありません）＝同市で、竹内之浩撮影

「子どもに『お母さん、変わったね』と言われた。私が精神的に安定して話しかけやすくなったようです」。小学生男児2人を持つ東日本出身の40代女性が語る。離婚のつら

い思い出が残る古里を離れたかったのと、事業の手厚い支援に魅力を感じて応募。現在は市内の特別養護老人ホームで働き、来年の介護福祉士試験を目指して勉強を続ける。「浜田にきた決断は正解だった」と力を込めた。

住みたい住んでよかった 魅力いっぱい いっしょに元氣な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすること～



水・電 くらしの情報 (市民の方へ) 介護・福祉 高齢者福祉 各種支援・助成制度 令和元年度浜田市敬老福祉乗車を販売します
水・電 くらしの情報 (市民の方へ) 道路・交通・都市計画 地域公共交通 令和元年度浜田市敬老福祉乗車を販売します

令和元年度浜田市敬老福祉乗車を販売します

2019年 7月 5日

70歳以上の高齢者を対象とした「敬老乗車券」と、障がい者を対象とした「福祉タクシー利用券・いきいきバス乗車券」(無料交付)が一緒に、平成31年4月1日より「敬老福祉乗車券」に変わりました。

普段、公共交通機関を利用しない方も、この機会にぜひ「敬老福祉乗車券」を購入いただき、公共交通機関をご利用ください。

また、平成29年1月4日から実施している、運転免許を自主返納した方を対象とした「敬老乗車券」の無料交付制度も、平成31年4月1日からは「敬老福祉乗車券」を交付します。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※障がい者を対象とした無料交付につきましては、障害者手帳(身体1・2級、療育A、精神1～3級)をお持ちの方が対象です。70歳以上の高齢者を対象とした販売とは交付要件や交付窓口が異なりますのでご注意ください。詳しくは地域福祉課障がい福祉係(電話25-9322)へお問い合わせください。

(福祉タクシー利用券・いきいきバス乗車券は平成31年度より廃止となりました。)

(1) より使いやすくなりました(旧制度からの変更点)

- 平成30年度に1.2冊まで購入できた方は、1.5冊まで購入できます。
- 浜田広島線の高速バス全線で利用できます。
- 乗車1回あたりの利用上限がなくなり、1回の乗車で3,000円を超えて利用できます。
- 市が契約するバスの利用であれば発着場所に制限はありません。(浜田市発着でなくとも利用できます。)

(2) 購入できる方

浜田市に住所を有し、年度末時点で70歳以上となる方

※令和元年度は、昭和25年4月1日以前に生まれた方(令和2年3月31日現在で70歳以上になる方)が対象となります。

(3) 利用できる(市が契約する)公共交通機関

- 石見交通バス
- 高速バス(浜田広島線的全線)
- 総企バス
- 市内のタクシー(市内業者・市内営業所に限る。介護タクシーを含む)
※乗車前に、券が利用できるタクシーであることを確認してください。
- 市生活路線バス(おおなんバス含む)
- 市予約型乗合タクシー
- 公共交通空白地有償運送(井野地号)

※鉄道では利用できません。

※介護タクシー乗車の際、タクシー運賃部分には本券を利用できませんが、介護保険サービス

令和元年度浜田市敬老福祉乗車を販売します | 浜田市
部分には利用できません。詳細は浜田市まちづくり推進課までお問い合わせください。

(4) 利用期間

乗車券を購入した日～2022(令和4)年3月31日

(5) 販売場所

- 市役所本庁1階総合窓口課
 - 各支所防災自治課
 - 弥栄支所杖束出張所
 - 井野、黒沢、白砂公民館
- ※平成31年4月は、公民館等で出張販売を行います。(詳しくは[こちら](#))

(6) 販売内容

- 1冊3,000円分の乗車券を1,500円(半額)で販売します。
- ※1冊当たり100円券×30枚または500円券×6枚となります。

(7) 販売上限

お住いの町により、購入上限が10冊(30,000円分)または15冊(45,000円分)となります。詳細は下記の表をご覧ください。

自治区	お住いの町	冊数
浜田自治区	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、細屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、後野町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、穂出町、内田町、国分町、下府町	10冊
	長見町、佐野町、宇津井町、治和町、津摩町、吉地町、西村町、折居町、東平原町、銅石町、樺田原町、田橋町、横山町、内村町、井野町、上府町、久代町、宇野町、下府町、大金町	15冊
	金城自治区 全域	15冊
	地自治区 全域	15冊
三階自治区	金城自治区 全域	15冊
	三階自治区 全域	15冊

(8) 購入に必要なもの

- 申請書(Word) (PDF) (販売場所にも用意してあります。)
- 印鑑(自署の場合は省略可)
- 本人が確認できる書類(保険証、免許証など)

※代理申請の場合は、押印した委任状が必要です。

(9) 使用上の注意事項

- 乗車券は、申請者本人しか使用できません。
(タクシーの場合は、申請者が乗車していただければ他の人の同乗も可能です。)
- 乗車券を使用する際には、運転手に表紙を提示してください。
- 乗車券の偽造、他人への譲渡及び転売は禁止します。
- 不正に使用した場合は、乗車券の返還や弁償をしていただきます。

- ・乗車券の払い戻しはできません。
- ・運賃のおつりは出ませんので、端数は、現金でお支払ください。

このページに関するお問い合わせ先

浜田市 地域政策部 まちづくり推進課 電話：0855-25-9201	
金城支所 防災自治課 電話：0855-42-1234	
旭支所 防災自治課 電話：0855-45-1433	
弥栄支所 防災自治課 電話：0855-48-2111	
三隅支所 防災自治課 電話：0855-32-2801	

住みたい住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすま～



ホーム くらしの情報（市民の方へ） 介護・福祉 高齢者福祉 各種支援・助成制度

運転免許を自主返納された高齢者の方に敬老福祉乗車券を進呈します

ホーム くらしの情報（市民の方へ） 道路・交通・都市計画 地域公共交通

運転免許を自主返納された高齢者の方に敬老福祉乗車券を進呈します

運転免許を自主返納された高齢者の方に敬老福祉乗車券を進呈します

2019年7月5日

浜田市では、運転免許返納後も安心して生活できる支援の一つとして、平成28年7月1日以後に運転免許を自主返納した高齢者の方を対象に、市内の公共交通機関において使用できる乗車券15,000円分を進呈しています。

(1) 申請できる方

市内に住所を有し、次の条件を全て満たしている方

- ・平成28年7月1日以降に全ての運転免許を自主返納された方
- ・免許返納をした時点で、市内に住所を有し、当該年度末において70歳以上となる方

※運転免許を更新せず「失効」した場合は、対象外です。

(2) 申請期間

平成29年1月4日～

(3) 交付内容

敬老福祉乗車券15,000円分を一括交付(1冊3,000円分の乗車券を5冊交付)

※1人1回限り

※100円券綴りと500円券綴りから選択できます。(あわせて5冊)

(4) 申請に必要なもの

- ・申請書 **[word](#)** (**[PDF](#)**) ※窓口にも用意してあります。
- ・島根県公害委員会発行の「申請による運転免許の取消通知書」の写し
- ・「運転経歴証明書」または「返納手續き後の運転免許証（穴あき）」の写し
- ・印鑑（自署の場合は省略可）
- ・本人が確認できる書類（マイナンバーカード、保険証など）

※代理申請の場合は、押印した委任状と同意書 [\(PDF\)](#) が必要です。予め記入押印をお願いします。

委任状は、申請書と一体になっています。(任意のものでも可)

(5) 申請場所

(6) その他・注意事項

- ・ 申請に必要な書類が見当たらない場合、まちづくり推進課へご相談ください。
 - ・ 敬老福祉乗車券の使用方法は、従来と同様です。
- また、この無料交付とは別に、半額で乗車券を購入することも可能です。
- 詳しくは、[こちら（敬老福祉乗車券に関するホームページ）](#)をご覧ください。

このページに関するお問い合わせ先

浜田市 地域政策部 まちづくり推進課
電話：0855-25-9201
金城支所 防災自治課
電話：0855-42-1234
旭支所 防災自治課
電話：0855-45-1433
弥栄支所 防災自治課
電話：0855-48-2111
三隅支所 防災自治課
電話：0855-32-2801

2019/7/21

ふるさと寄附で高齢運転者の免許返納支援 | 浜田市

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切に～



ホーム 浜田市の概要 政策・計画 ふるさと寄附 ふるさと寄附で高齢運転者の免許返納支援

ふるさと寄附で高齢運転者の免許返納支援

2016年 12月 14日

皆様からいただいた「ふるさと寄附」を活用して全国で多発する高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐための取り組みを行います！！

浜田市では、人口減少が続く中、地域のニーズに即した公共交通サービスが利用できない交通空白地域が多く存在しています。

その解消に努めるとともに、高齢者が安心して通院や買い物ができるよう平成28年7月から「敬老乗車券交付事業」を開始し、70歳以上の市民を対象に1冊3,000円の敬老乗車券を半額の1,500円で1人年間10冊まで交付し経済負担を軽減することで、高齢者が外出しやすい環境づくりに取り組んでいます。



この度、緊急対策として、運転免許を自主返納した70歳以上の市民に対して、「敬老乗車券」5冊（1万5,000円相当）を無料で交付する制度を、平成29年1月4日（水）から開始します（無料とするのは返納後の1回限り）。

引き続き、皆様からの寄附金を活用させていただき、各事業メニューに沿った様々な取り組みを進めてまいりますので、ご支援よろしくお願いたします。



- 本事業は、高齢者福祉及び地域医療の充実に関する事業（旧：高齢者の生活を支援する地域づくりに関する事業）に、ご指定いただいた「ふるさと寄附」を活用します。

このページに関するお問い合わせ先

浜田市 産業経済部 ふるさと寄附推進室
電話：0855-25-9220 メールアドレス：furusatokifu@city.hamada.lg.jp

お問い合わせフォーム

移動支援、移動投票所の取組について

移動支援の実績

第24回参議院選挙における移動支援の実施状況

(単位：団体、人)

実施団体数				利用者数
	巡回・送迎 バスの運行	臨時バスの運行	その他	
215	172	5	38	4,182

(利用者数は総務省で把握している人数(一部の団体で利用者数が不明))

移動支援に要する経費の財政措置の新設

国政選挙

- ・ 移動支援に要する経費(巡回バスの運行や無料乗車券の発行に要する経費)について、実態も踏まえ、**平成28年の執行経費基準法改正で「移動支援経費」の加算規定を新設**
- ・ 国政選挙における移動支援に要する経費について、国費で措置することを法律上明確にし、参院選では関連予算を確保

地方選挙

- ・ 地方選挙における移動支援に要する経費について、**平成28年度から特別交付税措置**
【特別交付税措置額】
経費 × 1/2 (※ 財力補正あり)

自宅から投票所までの移動困難者を対象として移動支援を実施した例①

青森県 田子町 (有権者数：5,242人)

〔移動支援の内容〕

自宅と期日前投票所の間を**車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎**

〔実施の経緯〕

平成27年の統一地方選以降「体が悪くて投票に行けないし、家族もいない。役場が何とかしてくれないか。」という問い合わせがあり、今回の参議院選挙から実施

〔対象者〕

- ・ 「**長時間の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人**」としており、年齢や要介護認定者等で限定していない
- ・ 主に高齢者や障害者を想定しているが、若年層のけが人等も利用可能(対象者に該当しているかは、申請があった際に選管が判断)
- ・ 対象地域は町内全域

〔実施期間〕

選挙期日当日は希望者が集中したときに対応できない可能性もあるため、期日前投票期間に限定

〔利用者〕

利用者4名は全員が車イス利用者

〔利用者負担〕

利用者負担なし(実施費用11,050円)

自宅から投票所までの移動困難者を対象として移動支援を実施した例②

かみかわちよう
兵庫県神河町

(有権者数：10,215人)

〔実施の経緯〕

投票所の統廃合により、新たな投票所まで距離が離れた選挙人のために移動支援を検討し、平成21年執行の町長選挙から実施

期日前投票期間(平日のみ)

〔移動支援の内容〕

社会福祉協議会が自宅と期日前投票所の間を車イスやストレッチャーの搭載に対応している車で送迎

〔対象者〕

- ・「公共交通機関の利用が困難な方」としており、具体的には車椅子・ストレッチャーを利用している者に限定
- ・対象地域は町内全域

〔利用者・利用者負担〕

1名(車イス利用者)、利用者負担なし(送迎1回あたり500円を町から社会福祉協議会に支払い)

選挙期日当日

〔移動支援の内容〕

自宅から投票所間を保健師(町職員)を同乗させた町の公用車で送迎

〔対象者〕

- ・「歩行に支障のある独居高齢者及び高齢者夫婦世帯」としており、具体的には同一世帯内の方の送迎が不可能で、自宅から最寄りのバス停まで自力歩行が困難な方に限定
- ・希望者は民生委員を経由して申請するため、対象者に該当しているかの確認は民生委員が判断
- ・対象地域は町内全域

〔利用者・利用者負担〕

1名(目の不自由な方)、利用者負担なし(町職員による送迎のため、費用発生せず)

※ 神河町ではこの他、投票へ行くために利用するコミュニティバスの乗車賃を無料にしている

島根県浜田市における移動期日前投票所の取組

島根県浜田市で自動車(ハイエース)を利用した移動期日前投票所を開設し、山間地に住み、投票所まで距離が離れた交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保

○人員体制

投票管理者、職務代理者、投票立会人(2人)事務従事者の計5人を配置。
※投票管理者及び投票立会人2人は、全体を見渡せる後部座席に座る。

○実施日時

7月1日(金) 9:30~17:30 (4箇所)
7月2日(土) 9:30~17:00 (5箇所)
7月3日(日) 9:30~14:00 (2箇所)

○投票方法

1人ずつ車内に乗り込み、投票を行う。

○投票環境対策

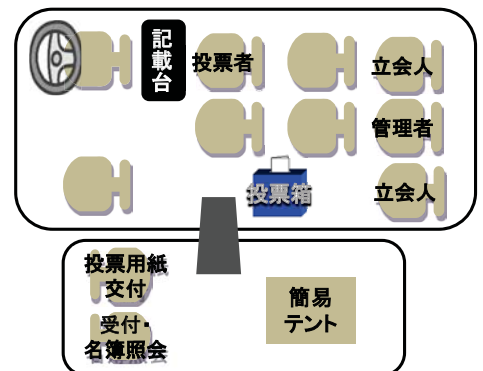
- ・車内に乗り込むための段差解消を行うため、スロープを設置
- ・車いすや体の不自由な方への対応については、職務代理及び事務従事者による介助を実施
- ・雨天時や暑さ寒さ対策のため、乗降口に簡易 TENT を設置
- ・記載場所にプライバシー保護パネルを使用し、投票時には窓ガラスに目隠しを施す

○投票者数

68名
(旧投票区における選挙人が当該期日前投票所を利用したと考えると、旧投票区の約4割(※)の有権者が利用したと推察される。)
※旧投票区における平成28年3月2日現在選挙人名簿登録者数は153名

○経費

約40万円
・管理者・立会人の費用弁償、事務従事者の人件費、記載台作成費、燃料費など
・経費は、ほぼ全額(約38万円)を選挙執行経費基準法に基づき国費により措置



移動期日前投票 実施箇所	開設日	開設時間	移動期日前 投票における 投票者数(人)	(参考) H28.3.2現在 選挙人名簿 登録者数	統合先の投票所
① 畑集会所	7/1(金)	9:30～11:00	8	16	A 日高集会所
② 山賀集会所		11:30～12:30	1	12	(投票者数) 165人
③ 小舟集会所		14:00～15:30	15	28	B 弥栄会館
④ 横谷集会所		16:00～17:30	13	27	
⑤ 程原上集会所	7/2(土)	9:30～10:30	3	10	(投票者数) 381人
⑥ 程原下集会所 ※1		11:00～12:00	3		(うち期日前投票者数 ※3) 272人
⑦ 田野原地区公民館	7/2(土)	13:00～14:00	0	16	C 老人憩いの家
⑧ 田野原上集会所 ※2		14:30～15:30	4		
⑨ 熊の山集会所 ※2		16:00～17:00	5		
⑩ 黒沢集会所	7/3(日)	9:30～11:00	6	22	D 黒沢公民館
⑪ 釣野集会所		12:30～14:00	10	22	
合計	3日間	13.5時間	68	153	

○浜田市全体の投票率：61.35%

※1 程原下集会所と程原上集会所は交互に投票所として使用していた。
 ※2 田野原上集会所及び熊の山集会所はもともと投票所ではないが、住民からの要望により、移動期日前投票所を設置した。
 ※3 A～Dの当日投票所において、期日前投票所としても使用したのはBのみであった。



← 7/1(金) 移動経路
 <..... 7/2(土) 移動経路
 ← 7/3(日) 移動経路

囲みは
旧投票所

7/1(金)
9:30 開始

7/1(金)
17:30 終了

7/2(土)
9:30 開始

7/3(日)
14:00 終了

7/3(日)
9:30 開始

7/2(土)
17:00 終了

山間地に住み、投票所まで距離が離れ、交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会の確保を図るため、旧投票所が設置されていた場所を中心に①～⑪において移動期日前投票所を開設した。
(旧投票所：①～⑦、⑩～⑪)

移動期日前投票所(車)の 取組みについて

【投票所統合地区の投票機会確保対策】

浜田市選挙管理委員会事務局

島根県って？

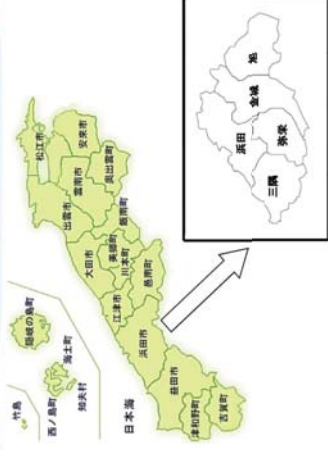


ここです。
島根県



- 県庁所在地：松江市
- ゆるキャラ：しまねっこ
- 観光地：松江城、出雲大社（国宝）
石見銀山（世界遺産）、小京都「津和野」
- その他：錦織圭、どじょうすくい、ベタ踏み坂、竹島

浜田市の概況 について



- 平成17年10月1日に「旧浜田市・旧金城町・旧旭町・旧弥栄村・旧三隅町」の5市町村が合併
- 人口 55,311人（平成29年10月末現在）
- 面積 690.66km²（東京23区より広い）

浜田市の選挙概要

平成29年10月9日衆議院選挙時登録

	男	女	計
浜田自治区	16,110	18,186	34,296
金城自治区	1,768	1,922	3,690
旭自治区	1,188	1,259	2,447
弥栄自治区	562	615	1,177
三隅自治区	2,561	2,852	5,413
計	22,189	24,834	47,023
在外選挙人	11	21	32

期日前投票所・投票所

	設置場所	設置数
期日前投票所	本庁・4支所・大学	6
投票所	各投票区	70
開票所	県立体育館or大学	1

平成29年衆議院選挙現在

期日前投票所の設置状況

平成28年参議院選挙時

設置場所	設置期間	設置時間
市役所第2東分庁舎	6/23～7/9	8:30～20:00
金城支所		
旭保健センター		8:30～19:00
弥栄会館		
三隅支所分室		
島根県立大学	6/28	10:00～17:00
移動期日前投票所	7/1～3	1時間又は1時間30分

期日前投票所の設置状況

平成29年衆議院選挙時

設置場所	設置期間	設置時間
市役所第2東分庁舎	10/11～21	8:30～20:00
金城支所	10/15～21	8:30～19:00
旭保健センター		
弥栄会館		
三隅支所分室		
島根県立大学	10/12	10:00～17:00
移動期日前投票所	10/11・13	30分又は1時間

投票所の開設状況

平成29年衆議院選挙現在

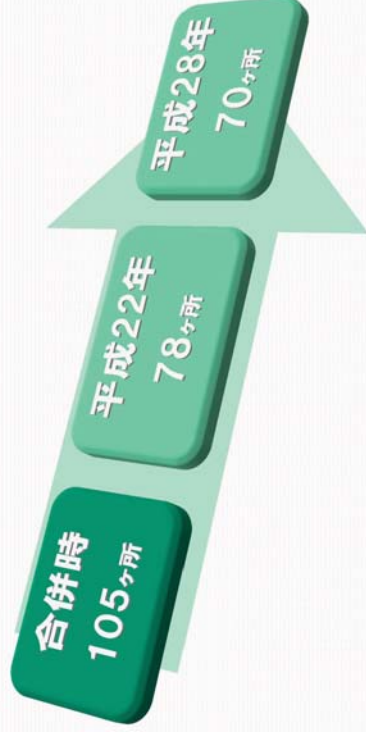
投票所数	開設時間
26投票所	7:00～19:00
44投票所	7:00～18:00

- 投票区別登録者数
最多:2,260人 最小:30人 平均:672人
- 投票事務従事者
最多:7人 最小:3人 平均:3.64人

投票・開票の状況

選挙名	執行日	投票者数	投票率%	開票時間
市長選	H25.10.20	33,963	70.55	1:22
市議選	"	33,956	70.53	3:10
衆議選	H26.12.14	28,575	59.80	1:25
県知事選	H27.4.12	21,340	45.67	1:00
県議選	"	無投票	無投票	無投票
参議選	H28.7.10	29,383	61.35	1:35
市長選	H29.10.15	31,827	68.06	1:38
市議選	"	31,823	68.05	2:47

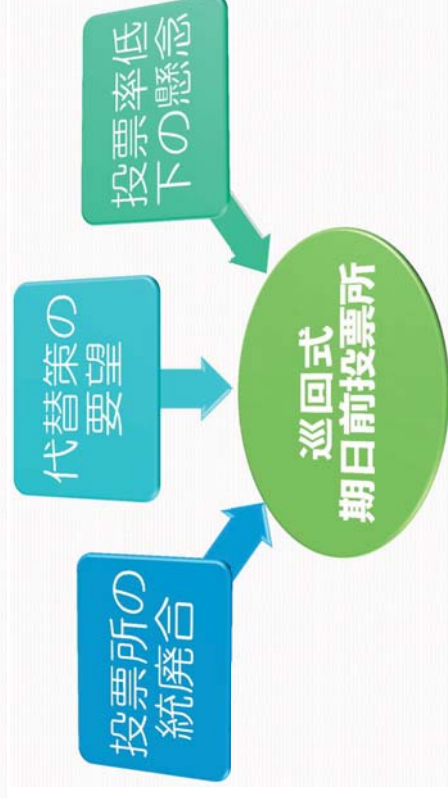
投票所統廃合の状況



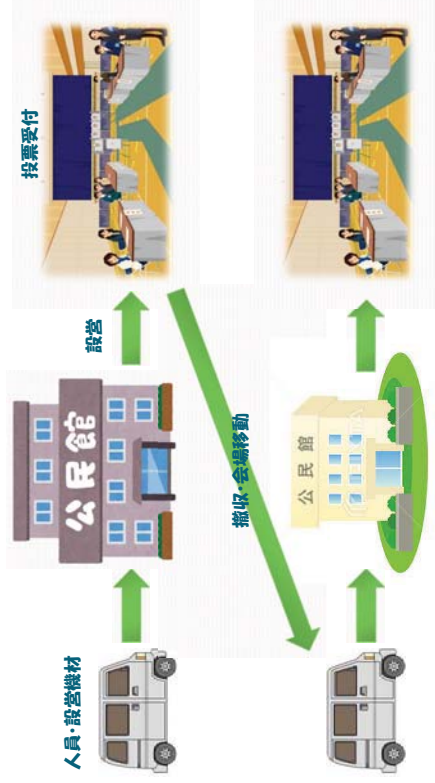
統合した投票所の現状

投票区	投票所	対象地区	H28.3.2 登録者数	H27 県選選 投票率%	H26 衆議選 投票率%	統合先 投票所
55	小角集会所	小角	28	89.29	78.57	弥栄会館
56	横谷集会所	横谷	27	92.59	89.66	
57	程原下集会所	程原	10	81.82	58.33	
59	畑集会所	畑	16	87.50	93.75	日高集会所
60	山賀集会所	山賀	12	83.33	75.00	
62	田野原地区公民館	熊の山 田野原	16	81.25	82.35	老人憩の家
71	的野集会所	黒沢区	22	72.73	72.73	黒沢公民館
72	黒沢集会所	黒沢2区	22	82.61	86.96	

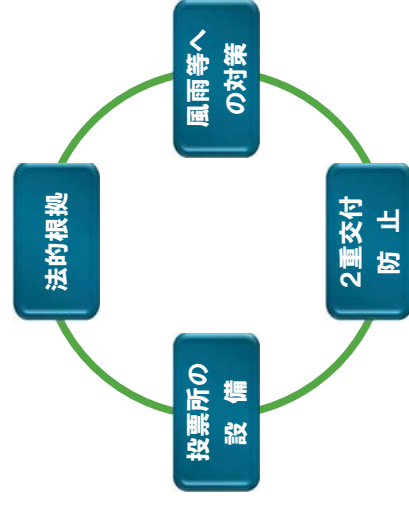
移動期日前投票所(車)導入の背景



巡回式期日前投票所とは…



車を投票所とする上での問題点



運用にあたっての準備



開設場所及びスケジュール

平成28年参議院選挙時

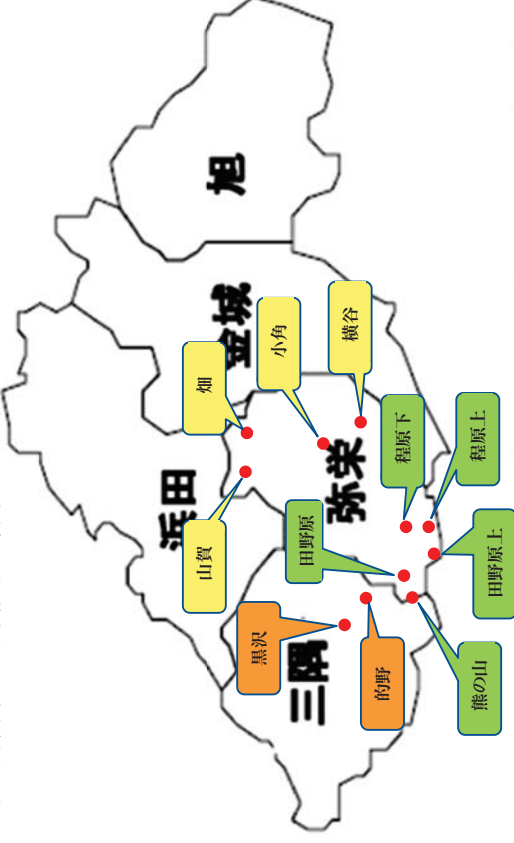
期日前投票所名	設置日	設置時間
畑 集 会 所	7月1日	9:30～11:00
山 賀 集 会 所	"	11:30～12:30
小 角 集 会 所	"	14:00～15:30
横 谷 集 会 所	"	16:00～17:30
程 原 上 集 会 所	7月2日	9:30～10:30
程 原 下 集 会 所	"	11:00～12:00
田 野 原 地区公民館	"	13:00～14:00
田 野 原 上 集 会 所	"	14:30～15:30
熊 の 山 集 会 所	"	16:00～17:00
黒 沢 集 会 所	7月3日	9:30～11:00
的 野 集 会 所	"	12:30～14:00

開設場所及びスケジュール

平成29年衆議院選挙時

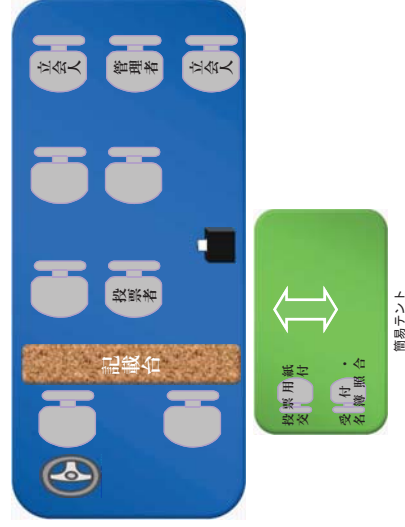
移動投票所	期日前投票所名	設置日	設置時間
	畑 集 会 所	10月11日	9:30～10:30
	山 賀 集 会 所	"	11:00～11:30
	小 角 集 会 所	"	13:00～14:00
	横 谷 集 会 所	"	14:30～15:30
	程 原 上 集 会 所	"	16:00～16:30
	程 原 下 集 会 所	"	17:00～17:30
	的 野 集 会 所	10月13日	9:30～10:30
	黒 沢 集 会 所	"	11:00～12:00
	田 野 原 地 区 公 民 館	"	13:30～14:00
	田 野 原 上 集 会 所	"	14:30～15:00
	熊 の 山 集 会 所	"	15:30～16:00

移動期日前投票所の位置



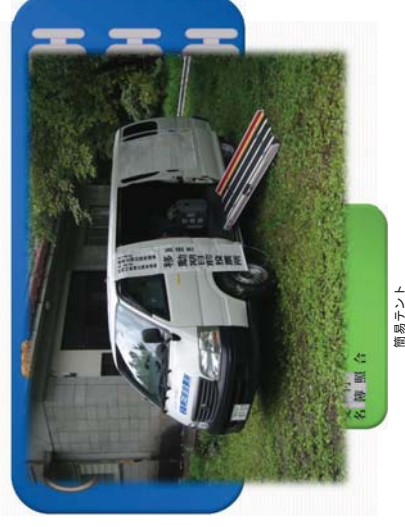
投票所(車内)のレイアウト

- ハイエース【10人乗り】



投票所(車内)のレイアウト

- ハイエース【10人乗り】



投票所(車内)のレイアウト

- ハイエース【10人乗り】



車の装備など



実際の運用上での問題点

携帯電話不通

本部の人員体制

投票箱

統合地区の投票状況(H28参議選)

		H28.7.10執行 参議院選挙						
投票所名	有権者数					投票者計		投票率(%)
		当日	期日前	移動	不在者			
小角集会所	29	6	3	15	0	24	82.76%	
横谷集会所	27	5	4	13	1	23	85.19%	
程原下集会所	10	0	1	6	2	9	90.00%	
畑集会所	16	0	6	8	0	14	87.50%	
山賀集会所	12	0	4	1	2	7	58.33%	
田野原地区公民館	15	0	3	9	0	12	80.00%	
的野集会所	21	0	3	10	0	13	61.90%	
黒沢集会所	21	3	8	6	0	17	80.95%	
合 計	151	14	32	68	5	119		

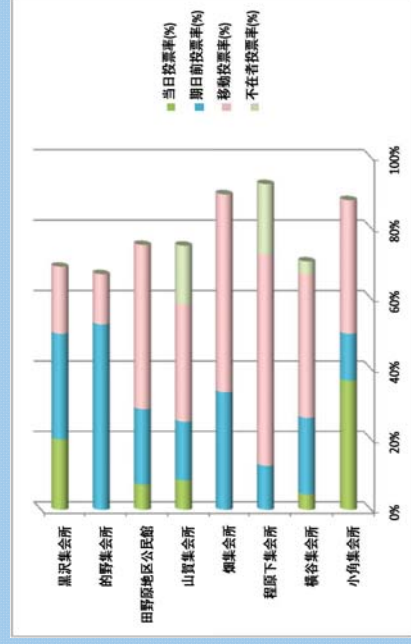
統合地区の投票状況 (H28参議選)



統合地区の投票状況 (H29市長市議選)

投票所名	有権者数	H29.10.15市長市議選挙					投票者計	投票率(%)
		当日	期日前	不在者				
				移動				
小角集会所	30	11	4	11	0		26	86.67%
横谷集会所	23	1	5	11	1		18	78.26%
程原下集会所	8	0	1	6	0		7	87.50%
畑集会所	15	0	5	9	0		14	93.33%
山賀集会所	12	1	2	4	1		8	66.67%
田野原地区公民館	14	1	3	7	0		11	78.57%
的野集会所	19	0	10	3	0		13	68.42%
黒沢集会所	20	4	6	4	0		14	70.00%
合 計	141	18	36	55	2		111	

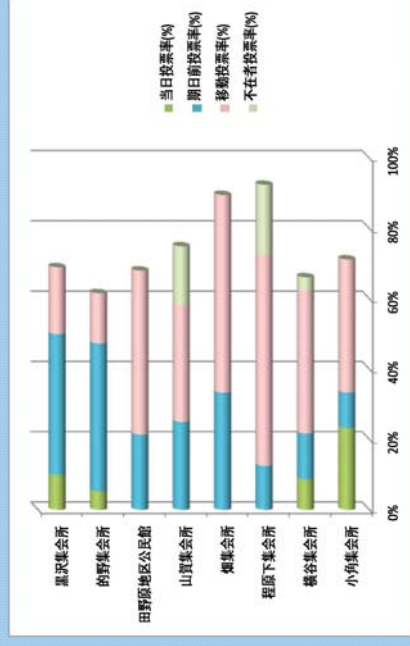
統合地区の投票状況 (H29市長市議選)



統合地区の投票状況 (H29衆議選)

H29.10.22衆議選挙								
投票所名	有権者数					投票者計	投票率(%)	
		当日	期日前	移動	不在者			
小角集会所	30	7	3	11	0	21	70.00%	
横谷集会所	23	2	3	11	1	17	73.91%	
程原下集会所	8	0	1	6	0	7	87.50%	
畑集会所	15	0	5	9	0	14	93.33%	
山賀集会所	12	0	3	4	1	8	66.67%	
田野原地区公民館	14	0	3	7	0	10	71.43%	
的野集会所	19	1	8	3	0	12	63.16%	
黒沢集会所	20	2	8	4	0	14	70.00%	
合 計	141	12	34	55	2	103		

統合地区の投票状況 (H29衆議選)



経費について



成果と今後の課題

住民には好評！

投票率低下防止の一助に！

冬季の計画・対策！

なぜ自動車で投票が出来た？



名簿登録者数が極小だった！

- ・移動投票所は廃止投票区のみ。
- ・名簿登録者数は10～30人。



公用車があった！

- ・ハイエースを支所が保有していた。
- ・投票には4列シートの車が必要。



タイミングが良かった！

- ・H28.4の公選法改正で、投票の便宜のため必要な措置を講ずるという条項が加えられた。

移動期日前投票所の開設状況



移動期日前投票所の開設状況



ご清聴ありがとうございました。

移動期日前投票所を公開 島根・浜田市選管

2016.5.31 12:40

反応

0



島根県浜田市選挙管理委員会が参院選で初導入する、ワゴン車を整備した「移動期日前投票所」＝31日午前、島根県浜田市

島根県浜田市選挙管理委員会は31日、参院選で初導入する「移動期日前投票所」として整備したワゴン車を報道陣に公開、「投票」を実演した。

市選管は参院選で投票所を78カ所から70カ所へと統廃合。車を持たない高齢者らの投票機会を確保するため、移動投票所が山間部の廃止対象地域などを巡る。

車は10人乗りで高齢者や車いすの人でも乗り込みやすいよう、入り口に段差解消のためのスロープを設置。有権者は車外で投票用紙を受け取り、1人ずつ乗車して記載台と投票箱に向かう。車内には投票立会人らのスペースも確保している。



2019 年 7 月 31 日

○島根県松江市／市議会

「中核市にふさわしい議会運営について」

「松江城国宝への道のり」

議会改革の主な取り組み

項目	実施時期	趣旨
1. 本会議のケーブルテレビでの放映	平成8年3月定例会～	山陰ケーブルビジョン（株）により放映 ●平成8年3月～ 旧松江市エリア全域で録画中継開始 ●平成17年5月～ 旧松江市エリア全域で同時中継開始 ※順次、旧町村エリアへの拡大 ●平成20年4月～ 市内全域で同時中継開始
2. 議会ホームページの開設	平成9年4月1日～	市議会の概要、議員紹介、傍聴案内、請願・陳情のしくみ、会議日程、議決結果、本会議録等の内容について掲載。 平成18年から一般質問の発言者及び発言通告項目、視察報告を掲載。 平成28年から定例会終了後、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間、一般質問の発言者ごとに音声データを掲載。 本会議会議録を掲載。発言者、発言内容などから検索可能。
3. 車椅子対応傍聴席の整備	平成13年4月～ 平成16年～	_____
4. 議員報酬の日割り計算による支給	平成17年5月23日以後～	平成17年5月臨時会で条例改正。 議員報酬は、1日在籍でも1月分支給されていたが、その職に就いた当日分から支給することに改めた。
5. 議案補足資料の充実	平成18年3月定例会～	委員会での審査を充実するため、議案の補足説明のための資料を配付することとした。（条例等説明資料、予算説明資料、主要施策の成果及び実績報告書）
6. 一般質問における一問一答方式の導入	試行 平成17年9月定例会～ 本格導入 平成18年3月定例会～	それまでの一般質問は一括方式（一括質問、一括答弁）のみで、質問者の質問項目が多数になった場合、傍聴者やケーブルテレビ視聴者には、答弁がどの項目について行われているか分かりにくいことがあった。このような弊害をなくすため、質疑・答弁の内容が分かりやすい一問一答方式の導入が検討され、平成17年9月定例会から試行、その後平成18年1月に会派代表者会議で協議の上、平成18年3月定例会から本格導入することに決定した。 一問一答方式による質問は、対面式で、議員の質問は、別途設けた質問席で行うこととした。（執行部の答弁は自席で行う。）
7. 政策連絡会の設置	平成18年5月～	執行部が市の主要な事業に着手する場合や、主要な事業の進捗状況等について議員に説明し、執行部と議会の市政に関する情報の共有化を図ることを目的として設置された。 会議は非公開で、必要に応じ開催される。

項目	実施時期	趣旨
8. 携帯電話へのメール配信	試行 平成18年10月～ 本格導入 平成25年12月～	議会の事務連絡、緊急連絡事項等のメール配信を行うもの。
9. 予算特別委員会記録のホームページ掲載	平成19年6月～	平成19年委員会分から掲載（PDF形式）。
10. 予算特別委員会審査の充実	平成20年2月定例会～	平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、公営企業会計、出資法人等を含めた連結決算により地方公共団体の財政の健全化を公表することとなったため、議会においても予算審査の充実を図る必要が生じた。 平成19年までで予算特別委員会では一般会計当初予算のみの審査としていたが、平成20年からは全ての会計の当初予算（一般会計、特別会計、企業会計）について、議長を除く議員全員で審査している。
11. 議場における議員の呼称の見直し	平成20年12月定例会～	「〇〇君」から「〇〇議員」に改めた。
12. 議会基本条例の制定	平成20年12月定例会 （平成20年12月25日公布、施行）	【制定の経緯】 ●平成19年12月定例会 議会改革特別委員会を設置（会派から選出された12人の委員で構成）（※議長提案をきっかけに、会派代表者会、議会運営委員会での了承を経て設置） 【付記事件】 ①議員定数に関する調査 ②議員報酬等に関する調査 ③議会の活性化及び改革に関する調査 ●平成20年2月 議会改革特別委員会 各会派から提出された議会改革に関する課題を取りまとめ、以下の16項目を検討することに決定。 ①議員報酬、②期末手当、③費用弁償、④行政視察旅費、⑤海外視察旅費、⑥政務調査費、⑦議会の会期、⑧議案審査のあり方、⑨議会への市民参加と市民への議会報告、⑩議会広報の発行、⑪決算審査の充実、⑫議事の公開、⑬議会運営と住民参加、⑭事務局体制（機能）、⑮議員の複数常任委員会所属、⑯一般質問 ●平成20年4月 議会改革特別委員会 議会改革の課題項目のほとんどが議会基本条例に包含されることから、議会基本条例の制定を検討することを決定 ●平成20年5月 議会改革特別委員会 議会基本条例の素案作成のため小委員会を設置（6会派から選出された6人の委員で構成）

項目	実施時期	趣旨
12. 議会基本条例の制定 (続き)		●平成20年10月 議会改革特別委員会 議会基本条例案と条例解説文を作成、パブリックコメント募集を決定 ●平成20年11月 パブリックコメントの実施 (11/1～11/30) 公民館長会、町内会・自治会連合会での説明及び意見聴取 ●平成20年12月 議会改革特別委員会 議会基本条例最終案作成 ●平成20年12月定例会 議会基本条例の上げ、可決
13. 委員会における自由 討議の実施 ※議会基本条例 第11条関係	平成21年2月定例会～	議会基本条例第11条第2項で、議案等を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものと規定しており、これを具現化するため、常任委員会の審議において、必要に応じ実施している。
14. 委員会での請願・陳 情審査の際の趣旨説 明導入 ※議会基本条例 第6条第4項関係	平成21年2月定例会～	請願・陳情提出時請願者・陳情者からの申し出があれば、必要に応じて(委員会に諮って)趣旨説明を受けることができるとしている。
15. 本会議への市長等に 対する出席要求 ※議会基本条例 第11条関係	平成21年～	本会議への執行部に対する出席要求は必要最小限にとどめることとした。 特に臨時会において、上程議案に直接関係ない部長等に対しては、原則として説明員としての出席は求めない。
16. 閉会中における常任 委員会の所管事務 調査	平成21年6月定例会～	常任委員会の審査の充実を図るため、平成21年6月定例会において、所管事務の閉会中の継続調査について議決を行い、閉会中であっても常任委員会を随時開催し、所管事務調査を行うことができるようにした。 以後、議員改選の際あるいは市の事務分掌が変更された場合、同様の議決を行っている。
17. 1日1常任委員会の 開催	平成21年6月定例会～	1日2常任委員会の開催の場合、所属議員の少ない会派や会派に所属しない議員などが全ての委員会の審査状況を把握できないという問題があり、これを改善するため、毎年9月定例会及び議員改選の年の2月又は3月定例会を除く各定例会においては1日1常任委員会の開催とした。

項目	実施時期	趣旨
18. 決算特別委員会審査 の充実	平成21年9月定例会～	「10. 予算特別委員会の審査の充実」の項で記した理由により、予算審査と同様、決算審査の充実を図る必要が生じた。 平成20年まで決算特別委員会では一般会計決算、各特別会計決算を16人～17人の委員により審査していたが、平成21年からは全ての会計の決算(一般会計、特別会計、企業会計)について、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で審査している。
19. 議会広報紙の発行 ※議会基本条例 第19条関係	平成21年12月1日発行	平成21年5月に議会広報等特別委員会を設置し、またつえ市議会だよりを年4回発行することに決定。 議会広報等特別委員会では、平成21年12月1日に創刊号を発行、平成30年4月現在34号まで発行済。
20. 議会報告会開催 ※議会基本条例 第7条関係	平成22年1月～	●平成21年度～ 全29公民館区で開催 第1回 (平成22年1月開催) 参加人数 1,122人 第2回 (平成23年1月開催) 参加人数 975人 第3回 (平成24年1月開催) 参加人数 921人 第4回 (平成26年1月開催) 参加人数 856人 ●平成27年度 公民館ブロック単位(5会場)で開催 第5回 (平成27年5月開催) 参加人数 249人
21. 議員研修会の開催 ※議会基本条例 第14条関係	平成22年11月～	議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、年1回実施している。
22. 政策条例研究会の 設置	平成24年7月	条例及び政策に関する調査・研究に取り組み、政策提言、政策条例の策定を目指すため設置された。
	平成26年6月定例会	【制定の経過】 ●平成24年9月 各会派から議員11名を選出し、取り組み開始。 ●平成24年11月 松江市の抱えている課題や条例テーマについて各委員がプレゼンテーションし、9つのテーマをもとに意見集約した結果、自転車利用の安全な利用の促進に関することに絞り研究を進めることを決定。 ●平成25年1月 (一財)地域開発研究所の牧瀬裕氏を講師に招き、条例策定作業の進め方に関する勉強会開催。 ●平成25年2月 平成24年からの議論を踏まえ、条例のテーマ「(仮称)自転車利用の安全な利用の促進に関する条例」と条例案策定までの作業工程を改選(平成25年4月)後の議会へ申し送ることに決定。

項目	実施時期	趣旨
松江市議会初の政策 条例「松江市自転車 安全利用条例」の制 定 (続き)	平成26年6月定例会	●平成25年7月 改選前の研究会の決定事項について議論を深めることを確認するとともに、2部会を設置して、分担して調査研究活動を進めることに決定 ●平成25年8月～10月 各部会に分かれての調査。 第1部会では条例の必要性を示すデータを収集するための聞き取り調査や現地調査を実施した。 第2部会では他市の条例を調査した上で松江市の条例案に関する参考資料を作成した。 ●平成25年11月 両部会の調査結果を相互に報告し、自転車利用者の実態や通行環境整備の必要性、また松江市の自転車の分担率が全国平均よりも高いという事実に鑑み、自転車の安全利用に関する条例制定が必要であることを再確認した。 ●平成25年12月 条例の骨子案に入れるべき条項を決定した。 ●平成26年1月 骨子案に入れることを決定した条項の具体的内容に関する議論を行い、条例の骨子案を作成した。 ●平成26年2月 警察署、自転車商協同組合等からの骨子素案に対する意見聴取の結果などをもとに議論を行い、条例骨子案を作成した。 ●平成26年4月 条例骨子案についてのパブリックコメントを実施するとともに各関係団体への説明会を実施。 いただいた意見をもとに議論を行い、条例骨子を作成した。 ●平成26年5月 条例骨子をもとに条例案、条例逐条解説案を作成。 ●平成26年6月定例会 政策条例研究会委員による議員提出議案として条例を上程し、可決された。

項目	実施時期	趣旨
23. 松江市議会災害発 生時対応要領及び 災害発生時の議員行 動マニュアル策定	平成27年2月	近年の自然災害が大規模化、多様化する中、議会として、大規模災害がいつ市内で発生したとしても、迅速に市民の安全確保と災害復旧に向けた活動が行えるような体制を整えておく必要があることから、議長が発議し、議会運営委員会の了承を得て策定した。
24. 政務活動及び議案 審査等におけるタ ブレット端末の活 用	平成28年3月	政務活動及び議案審査等の補助ツールとしてタブレットを活用するため、定例会、委員会資料及び議会日程等をクラウドサーバーに保存し、全議員が閲覧できるようにしている。 タブレットは議場、委員会室への持ち込みが許可されている。(※スマートフォンは対象外)
25. 政務活動費収支報 告書及び視察報告 書の公開	平成28年～ (平成27年度分～)	政務活動費支出の透明性を高めるため、収支報告書を市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにするとともにホームページ上で公開することとした。 また視察報告書については、市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにすることとした。
26. 予算特別委員会 の 常任委員会化	平成28年2月定例会設置	当初予算の審査のみにとどまらず、予算執行状況及び主要事業の進捗状況について、年間を通じて調査できるようにするため設置した。 その所管事項は、各会計当初予算、一般会計補正予算並びに予算関連議案(予算と一体的に審査することが望ましい議案として議会運営委員会で決定されたもの)としている。
27. 一般会計補正予算 の常任委員会への 分割付託取り止め ※予算委員会分科 会における議案採 決の取り止め	平成28年6月定例会～	予算委員会設置前においては、一般会計補正予算は、各常任委員会の所管ごとに分割付託し、分割付託された常任委員会では、分割された議案に対して討論、採決まで行っていた。 しかしながら、議案不可分の原則からして、議案を分割することは議案としての体裁と実体を失わせるものであり、できないとの行政実例もあることから、各常任委員会への分割付託をやめ、予算委員会に一体的に付託することとした。 そして、詳細審査は予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、予算委員会から各分科会の所管ごとに分担して行う方式に改めた。 なお、分科会における審査は質疑までとし、討論、採決は全体会のみ行う方式に改めた。
28. 決算特別委員会分 科会における議案 採決の取り止め	平成28年9月定例会～	一般会計補正予算と同様、一般会計決算について、決算特別委員会から各分科会へ分割付託し、分割付託した決算について討論、採決まで行っていたが、予算委員会と同様の審査方式に改め、各分科会における審査は質疑までとし、討論、採決は決算特別委員会全体会において行うこととした。

項目	実施時期	趣旨
29. 議会中継の拡大（一般質問のインターネット配信（録画のみ））	平成30年4月以降	一般質問のケーブurlテレビでの中継に加え、ケーブurlテレビで中継した映像をインターネットで録画配信する。（ただし配信期間は、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間とする。）
30. 政務活動費収支報告書関係書類のインターネット公開	平成30年～ （平成29年度分～）	政務活動費支出の透明性を高めるため、領収書等を含め全ての収支報告関係書類をホームページ、事務局、本庁情報公開コーナーで公開することに決定。

松江市議会基本条例

平成20年12月25日
松江市条例第60号
改正 平成25年2月26日条例第3号

議会は、地方分権時代にあつて、その役割や責任が大きくなり、多様な民意を反映し、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、松江市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、松江市政の事務執行の監視機能、議会の立法機能及び意思決定機能を十分に発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たさなければならない。

松江市議会は、自らの創意と研さんによって国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、合議制機関としての特性を最大限に生かしつつ、市民に信頼される議会とするため、ここに松江市議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もつて議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会活動の原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

(1) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会を目指すこと。

(2) 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。

(3) 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

（議員活動の原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

(1) 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、地域又は支持基盤等の意向のみに拘束されることなく、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2) 議員は、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。

(3) 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修及び研究に努めること。

(4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

(市民参加)

第6条 議員は、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議員は、本会議、委員会その他の会議(以下「本会議等」という。)を原則公開とする。

3 議員は、本会議等の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民等の多様な意見又は専門的知見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議員は、請願又は陳情の審査に当たっては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。

(議会報告会等)

第7条 議員は、議員と市民が市政全般にわたって情報及び意見を交換する議会報告会等の開催に努めなければならない。

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政に関する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- (2) 市長等は、議長又は委員長(以下「議長等」という。)の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。

(議会審議における論点整理)

第9条 議員は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (予算及び決算における説明)

第10条 議員は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めることができる。

(討論による合意形成)

第11条 議長等は、本会議及び委員会が議員による討論の場であることを十分認識し、市長等への出席要請を必要最小限にとどめるなど、議員相互間の討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議員は、本会議又は委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民提案(以下「議案等」という。)を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会審査)

第12条 委員会は、議案等の審査において可能な限り資料等を公開することにより、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

(政務活動費の執行及び説明責任)

第13条 議員及び会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行わなければならない。

2 議員及び会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。(議員研修の充実強化)

第14条 議員は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(附属機関の設置)

第15条 議員は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第16条 議員は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び政務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第18条 議会図書室は、議員のみならず、市民の利用に供することができる。

(議会広報の充実)

第19条 議員は、市政に係る重要な情報を議会独自の観点から市民に対して周知するため、議会広報紙の発行に努めなければならない。

2 議員は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議員はこの条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程を制定してはならない。

(見直し手続)

第21条 議員は、1年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議員は、前項の検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景について詳しい説明を行わなければならない。

附 則

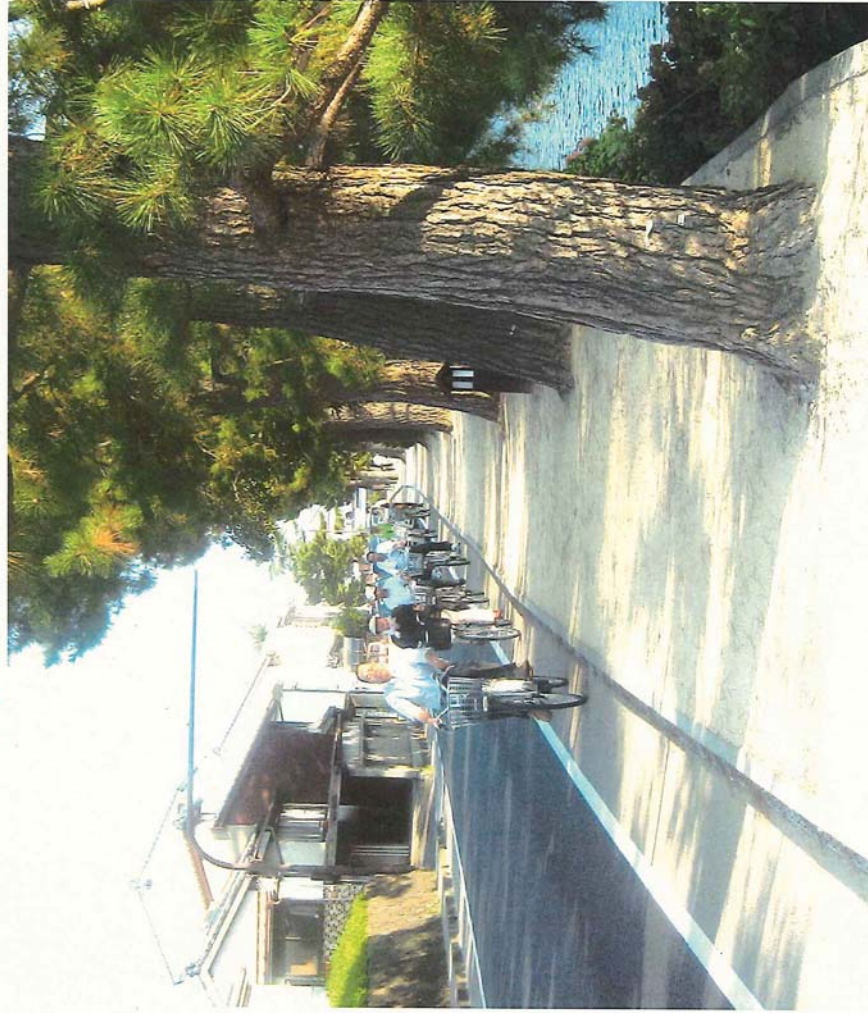
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日松江市条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。



条例制定に向けた検討経過



松江市議会

政策条例研究会

平成26年5月



条例制定に向けた政策条例研究会における検討経過

《第1期 政策条例研究会 H24.9～H25.4》

計7回の研究会を開催して調査研究等を進め、条例のテーマと条例案策定の作業工程を決定し、次期研究会へ引き継ぎました。

H24.9 松江市議会では、松江市議会基本条例の本旨に則り、政策提言及び政策条例の策定を目指し、各会派から選出された議員11人による政策条例研究会を設置してその取り組みをスタートさせました。

H24.11 松江市の抱えている課題・条例テーマについて各委員がプレゼンテーションをし、9つのテーマの提案をもとに意見集約をした結果、自転車の安全な利用の促進に関することに絞り研究を進めていくことを決定しました。

H25.1 (一財)地域開発研究所の牧瀬稔先生を招いて、条例策定作業の進め方についての勉強会を開催し、具体的な手順や作業にあたっての留意点などについて学習しました。

H25.2 これまでの議論を踏まえ、まとめとして、条例のテーマ「(仮称)自転車の安全な利用の促進に関する条例」と、条例案策定までの作業工程の二つを決定事項とし、改選(平成25年4月)後の議会へ申し送りしました。

《第2期 政策条例研究会 H25.7～》

今年5月までに計10回の研究会を開催したほか、途中、二つの部会に分かれての調査研究作業を行い、「松江市自転車安全利用条例」(案)を作成しました。

H25.7 改選後の新委員での研究会において、引き続き前研究会の決定事項について議論を深めていくことを確認し、また、第1部会(7人)、第2部会(4人)の二つの部会を設置して調査研究作業を進めていくことを決定しました。

H25.8～H25.10 部会ごとの調査研究作業

第1部会では、条例の必要性を示す定量的データ(※1)を収集するための聴き取り調査等と、定性的データ(※2)を確認するための現地調査(3箇所)のほか、実際に観光地周辺を自転車走行して通行環境のチェックを行いました。

第2部会では、自転車の安全に関わる他都市の条例を入念に調査し、それぞれの特徴的な項目や必要な項目などを拾い出した一覧表など、本研究会の条例案文の参考資料を作成しました。

H25.11 両部会の調査結果報告により情報共有を行い、自転車利用者の実態や通行環境整備の必要性、また松江市の自転車の分担率は全国平均より高いという事実を鑑み、自転車の安全利用に関する条例の策定は必要であることとを再確認しました。

H25.12 両部会の調査結果を基に、条例の骨子案に入れるべき条項を決定しました。

H26.1 骨子案に入れることが決定した条項の具体的な内容に関する議論を行い、条例の骨子案を作成しました。

H26.2 警察署、自転車商協同組合等からの骨子案案に対する意見聴取の結果などを基に議論を行い、条例骨子案を作成しました。

H26.4 条例骨子案についてのパブリックコメントや各関係団体への説明会等での意見を基に議論を行い、条例骨子案を作成しました。

H26.5 条例骨子をもとに条例案及び条例の逐条解説案を作成しました。

(※1) 定量的データ

定量的データとは、数値で表すことのできるデータのことです。

【調査の結果分かったこと】

- ①松江市では、島根県よりも全交通事故に占める自転車関連事故の割合が高い。
松江市 13.8% > 島根県内 10.3% (平成24年)
- ②松江市の自転車関連事故での負傷者は、年齢別では 65 歳以上の高齢者と中学生や 20 歳代が多くなっている。
65 歳以上 19.8% > 中学生 17.3% > 20 歳代 14.8% > 高校生 13.6% > 40 歳代 11.1%
- ③松江市の自転車関連事故の状況としては「出会い頭」「右左折時」が特に多い。
出会い頭 54.3% > 右左折時 27.2% > 正面衝突 5%
- ④松江市における自転車保有台数は、近年の防犯登録数から推計すると約 11 万 2 千台である。
- ⑤自転車の T S マーク付保険 (1 年) については、購入時に加入する人は多いが、1 年後の継続申し込みはほとんどない状況である。
- ⑥自転車の交通安全教室についても、地区や学校で開催しているが、実施内容や回数にはレベル差がある。

(※2) 定性的データ

定性的データとは、物事の性質を捉えたデータのことです。
本研究会では、交通法規等の遵守や自転車利用のマナー、自転車通行環境の整備状況について 3 箇所での現地調査及び委員自ら自転車に乗って状況の確認をしました。

【調査の結果分かったこと】

- ①自転車交通安全教育や広報活動の必要性がある。
法規遵守の意識が低い。(イヤホン使用や並列進行、信号無視や斜め横断があった。)
- ②柔軟な整備手法の確立が必要である。
狭路かつ拡幅できる土地がない道路など、画一的な手法が取れない場所も多い。

【現地調査の様子】

①松江工業高等学校付近 (H25.10.2 AM8:00 頃)



②月照寺橋付近 (H25.10.3 AM8:00 頃)



③島根大学付近 (H25.10.4 PM6:00 頃)



松江市自転車 安全利用条例

守ろうルールとマナー
なくそう自転車事故

まつえしじてんしゃ あんぜんりようじょうれい

平成26年8月1日施行

自転車に関する松江市の状況

- 自転車を利用している人の割合が全国平均よりも高い。
- 交通事故に占める自転車事故の割合が島根県全体よりも高い。

項目	松江市	全国平均	島根県
約1.3倍	松江市		
約1.3倍	松江市		

条例の主な内容

自転車事故防止の知識を身につけましょう。

学校は、児童・生徒に効果的な交通安全教育をしましょう。

高齢者に対しては状態に応じた安全利用の助言をしましょう。

交通安全

自転車事故の保険に加入しましょう。

おもてなしの心を持って、安全通行に努めましょう。

詳しくはホームページへ!!

松江市議会 自転車 条例

検索

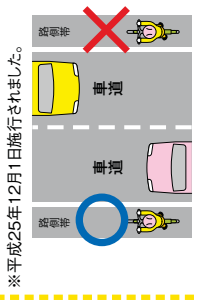
自転車も車両の一種です

交通ルールに違反すると罰せられる場合があります

自転車の主な交通ルール

路側帯を通行する場合は、左側の路側帯を通行

※平成25年12月1日施行されました。



自転車は車道が原則歩道は例外

※運転者が児童・幼児、高齢者（70歳以上）、身体障がい者、車道通行が危険な場合は歩道通行できます。

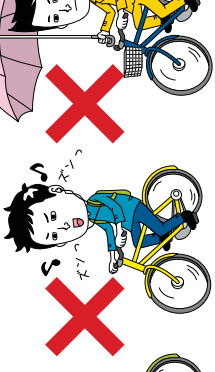
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

※歩行者のそばを通るときは、安全な間隔を保ち、徐行しましょう。

携帯電話やイヤホン・ヘッドホンを使用した運転、傘さし運転の禁止



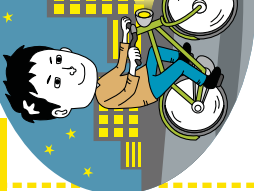
飲酒運転の禁止



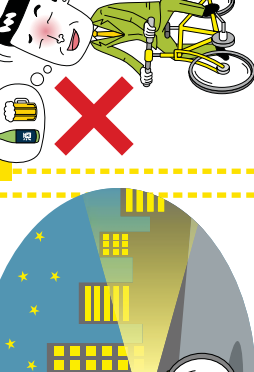
並進、二人乗りの禁止



夜間はライトを点灯



子どもはヘルメットを着用



子どもとは、13歳未満の児童・幼児



万が一に備え、自転車事故の保険に加入しましょう。

高額な賠償金を命じられた事例

1 高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で歩行中、歩行者と衝突、歩行者には重大な障害が残りました。

賠償額 約5,000万円

2 児童が散歩中の歩行者と衝突、歩行者に重い障害を負いました。

賠償額 約9,500万円

自転車事故の保険の紹介

TSマーク付帯保険(自転車安全整備店)で取り扱っています。自転車の点検・整備(有料)を受けると、TSマークが自転車に貼付されます。TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いてます。

この保険以外にも、さまざまな種類の保険があります。保険会社やインターネットなどでご確認ください。

松江市自転車安全利用条例

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 市、市民等、自転車利用者、関係団体及び事業者の責務を明らかにし、交通安全の推進を図ること。
- (2) 自転車利用者の安全利用に関する意識の向上を図ることにより、事故の未然防止と市民等の安全で快適な生活を確保すること。
- (3) 自転車の安全な利用を促進することにより、国際文化観光都市松江を訪れる人に安全・安心なおもてなしの提供をすること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 市民等 市民及び自転車利用者をいう。
 - (3) 自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。
 - (4) 関係団体 交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
 - (5) 事業者 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸出しを業とする者をいう。
 - (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- (市の責務)

第3条 市は、交通安全の教育を推進し、自転車利用者の安全利用意識の啓発を行うものとする。

2 市は、関係機関、関係団体及び事業者と連携し、自転車の安全利用を促進するとともに、情報提供など関係団体等に必要な支援を実施するものとする。

3 市は、条例の目的を達成するために必要な交通安全施策を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市、関係機関、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに安全な利用の方法について理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、本市を訪れる人におもてなしの心を持って、安全・安心な通行環境を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、無灯火や傘さし、携帯電話等を使用しながらの運転の禁止など、道路交通法その他の法令の規定を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、交通安全教室などに積極的に参加し、事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、定期的な点検整備及び事故に備えた損害保険への加入に努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して自転車の安全利用に関する知識を習得させるなど、意識の啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市や関係機関が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、市や関係機関及び関係団体が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車利用者に対して自転車の安全利用、点検整備、防犯対策等に関する情報提供及び適切な助言をするよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車を購入する者又は自転車を利用する者に対して、自転車損害保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めるものとする。

(自転車交通安全教育)

第 8 条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、自転車交通安全教育を実施するものとする。

2 学校長及び児童・生徒の保護者は、自転車利用者の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育及び自転車の防犯対策に関する教育を実施するよう努めるものとする。

3 高齢者の家族は、高齢者に対して、その状態に応じた安全利用に関する助言を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、市民等及び自転車利用者に、自転車の安全利用の理解を深めるための広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、自転車の事故に備えた損害保険への加入促進のため、その情報提供など勧奨に努めるものとする。

(安全利用環境の向上)

第 10 条 市は、関係機関等と連携し、自転車の安全利用環境の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、自転車の安全利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(指導)

第 12 条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者等に危害を及ぼすおそれがある危険な運転をする自転車利用者に対して、必要な指導を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

国際文化観光都市



島根県 松江市
Matsue City, Shimane

▶本文へ移動

▶Foreign language

読み上げ

ふりがな

背景色

白

黒

黄

文字サイズ

標準

拡大

キーワードから探す

Custom Search

検索開始

総合メニュー

暮らしのガイド

事業者向け情報

市政情報

観光情報
外部サイト

総合メニュー > [暮らしのガイド](#) > [松江市議会](#) > [議会の取り組み](#) > 政策提言

政策提言

松江市議会では、議員からの政策提言や政策条例の策定を行うことを目的に、副議長を座長とした政策研究会を設置しています。

この研究会で伝統文化が失われることへの懸念から議論を進めた結果、3月26日に森協議長から松浦市長に対し、松江の歴史・伝統・文化を未来へ継承するため次のことに取り組まれるよう提言を行いました。

提言内容

- ・歴史伝統文化を知る
伝統行事等の調査、情報提供を行い、市民が郷土を知り学ぶ機会を充実させる。
- ・歴史伝統文化を伝える
自然、歴史、文化に関する遺産の保護、保存や継承、郷土の先人の顕彰を行う。
- ・歴史伝統文化を支える
自立的な文化活動を支え、活発化させるため、個人、団体等に対する効果的な支援を行う。
- ・歴史伝統文化を育てる
文化の振興の担い手、文化に親しむ人のすそ野を広げるため、活動を行う人、指導する人を育成する。

提言書全文

お問い合わせ

議会事務局 議事調査課
電話：0852-55-5433／ファックス：0852-55-5533／メールアドレス：giji@city.matsue.lg.jp

[ページの先頭に戻る](#)

[サイトについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権・免責事項・リンク等](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#)

松江市役所
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
電話：0852-55-5555（代表）
開庁時間：8時30分から17時15分



庁舎位置図



電話番号 一覧



メールアドレス



組織機構図
事務分掌一覧

松江市ホームページはプログラム言語「Ruby」で構築されています。

松江市長 松浦正敬 様

提 言 書

松 江 市 議 会

平成 31 年 3 月 26 日

国際文化観光都市松江の歴史伝統文化を未来へ継承することについての提言

1. はじめに

松江市議会では松江市議会基本条例の本旨に則り、政策提言及び政策条例の策定を目指すため、副議長及び各会派から選出された委員により構成された松江市議会政策研究会（以下、「政策研究会」という。）を設置しております。

平成 26 年には松江市議会初となる議員提案による政策条例「松江市自転車安全利用条例」を制定し、その後も市政に関する条例及び政策に関する調査・研究を続けてまいりました。

政策研究会において議論を重ねる中で、合併により市域が広がり、地域の行事をはじめとする松江の風土、歴史に育まれ受け継がれてきた伝統文化が失われることを危惧する声が上がリ、次世代へ伝えていくことの重要性を再確認しました。平成 33 年（2021 年）には松江国際文化観光都市建設法制定 70 周年を迎えることから、それまでに制定することを目指し政策条例の検討をしてまいりましたが、今般の平成 31 年第 1 回松江市議会定例会の一般質問において市長から、松江が持つ歴史、文化、芸術に関する条例等について検討する旨の答弁がなされました。

そこで、条例制定等を検討されるにあたり、国際文化観光都市松江の歴史伝統文化を未来へ継承することについて、次のとおり提言いたします。

2. 提言内容

- (1) 歴史伝統文化を知る
伝統行事等の調査・情報提供を行い、市民が郷土を知り学ぶ機会を充実させる。
- (2) 歴史伝統文化を伝える
自然・歴史・文化に関する遺産の保護・保存や継承、郷土の先人の顕彰を行う。
- (3) 歴史伝統文化を支える
自立的な文化活動を支え、活発化させるため、個人・団体等に対する効果的な支援を行う。
- (4) 歴史伝統文化を育てる
文化の振興の担い手、文化に親しむ人のすそ野を広げるため、活動を行う人、指導する人を育成する。

[総合メニュー](#) > [暮らしのガイド](#) > [松江市議会](#) > [議会の取り組み](#) > 議会の災害対応

議会の災害対応

議会でも災害対策活動に取り組みます

近年、豪雨や地震などの災害は大規模化・多様化しており、いつどこでどんな災害が起こってもおかしくありません。

そこで、松江市議会ではこのたび「松江市議会災害発生時対応要領」および「災害発生時の議員行動マニュアル」を定めました。

これにより、市内で大規模災害が発生したときには、状況に応じて議会内に「災害対策支援本部」を設置し、市の災害対策本部と連携を図り、議員自らが災害現場の状況や被災者に関する情報を収集したり提供したりという災害対策活動に取り組んでいくものとしています。

災害発生時対応要領および議員行動マニュアル

- [松江市議会災害発生時対応要領](#)（PDF:90.4KB／2ページ）
- [災害発生時の議員行動マニュアル](#)（PDF:110KB／2ページ）

お問い合わせ

議会事務局 議事調査課
電話：0852-55-5433／ファックス：0852-55-5533／メールアドレス：giji@city.matsue.lg.jp

[ページの先頭に戻る](#)

[サイトについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権・免責事項・リンク等](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#)

松江市役所
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
電話：0852-55-5555（代表）
開庁時間：8時30分から17時15分



庁舎位置図



電話番号一覧
メールアドレス



組織機構図
事務分掌一覧

松江市ホームページはプログラム言語「Ruby」で構築されています。

Copyright (C) Matsue City, All Rights Reserved.

松江市議会災害発生時対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市内において地震等の大規模災害が発生したときに、松江市議会が松江市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、松江市議会議員（以下「議員」という。）が市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 松江市議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害が発生し、副議長と協議のうえ必要と認めるときは、松江市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、会派代表者をもって充て、本部長の命を受け、災害情報の集約、提供等に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員から災害情報を収集及び整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 必要に応じて今後の議会対応について協議すること。
- (5) その他支援本部が必要と認める事項

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 支援本部から情報提供を受けること。
- (3) 自身の安全を最優先とした上で、被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。